

設計変更理由書

神戸市

工 事 名	神陵台 3 号線道路防災対策工事
契約変更後の工事概要 ひび割れ補修工〔ひび割れ補修工（低圧注入工法）、断面修復工（左官工法）、表面含侵工〕一式、運搬処理工一式、仮設工一式	
変更の理由 （１）令和５年度に実施した事前調査（鉄筋探査、はつり試験、中性化試験、塩化物イオン含有量試験等）により断面修復厚は 50mm で当初設計を行っていた。 しかし、断面修復工の施工にあたり、損傷箇所のはつりを実施したところ、当初の想定よりも損傷範囲が広く、かつ深部にまで及んでおり、損傷深さが 100mm に至る箇所も確認された。 構造物の延命化のためには本工事において損傷箇所の修復が必要であると判断し、断面修復工の数量を増加するものである。 （２）上記のほか、現地精査の結果により数量に増減が生じる。	

※ 原議用、経理課用の２部作成すること